

## 第2回古平町議会臨時会 第1号

平成25年5月20日（月曜日）

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 議案第28号 副町長の選任について
- 5 議案第29号 平成25年度古平町一般補正予算（第2号）
- 6 議案第30号 専決処分（第2号）の承認を求めることについて  
〔古平町税条例の一部を改正する条例案〕
- 7 議案第31号 専決処分（第3号）の承認を求めることについて  
〔古平町都市計画税条例の一部を改正する条例案〕

### ○出席議員（10名）

議長10番	逢見輝続君	1番	鶴谷啓一君
2番	岩間修身君	3番	中村光広君
4番	本間鉄男君	5番	堀清君
6番	高野俊和君	7番	木村輔宏君
8番	真貝政昭君	9番	工藤澄男君

### ○欠席議員（0名）

### ○出席説明員

町長	本間順司君
副町長	田口博久君
教育長	成田昭彦君
総務課長	小玉正司君
会計管理者	白岩豊君
財政課長	三浦史洋君
民生課長	佐々木容子君
保健福祉課長	佐藤昌紀君
産業課長	村上豊君
建設水道課長	本間好晴君
幼児センターみらい所長	宮田誠市君

教	育	次	長	山	本	耕	弘	君
總	務	係	長	五	十	滿	美	君
財	政	係	長	高	野	龍	治	君
課	稅	係	長	小	原	和	之	君

○出席事務局職員

事	務	局	長	藤	田	克	禎	君
議	事	係	主任	野	村	忠	弘	君
			主任					

開会 午前 9時56分

○議会事務局長（藤田克禎君） それでは、本日の会議に当たりまして、出席状況についてご報告申し上げます。

ただいま議員10名全員が出席されております。

説明員は、町長以下15名の出席でございます。

以上でございます。

#### ◎開会の宣告

○議長（逢見輝統君） ただいま事務局長の報告どおり10名全員の出席を見ております。

よって、定足数に達しております。

ただいまから平成25年第2回古平町議会臨時会を開会いたします。

#### ◎開議の宣告

○議長（逢見輝統君） 直ちに本日の会議を開きます。

#### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（逢見輝統君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、4番、本間議員及び5番、堀議員のご兩名をご指名いたします。

#### ◎日程第2 会期の決定

○議長（逢見輝統君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りとすることに決定いたしました。

#### ◎日程第3 諸般の報告

○議長（逢見輝統君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告事項は、平成24年度4月分と平成25年度4月分の例月出納検査結果の1件でございます。

内容については、お手元に配付の資料をもってかえさせていただきます。

これで諸般の報告を終わります。

#### ◎日程第4 議案第28号

○議長（逢見輝統君） 日程第4、議案第28号 副町長の選任についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○町長（本間順司君） ただいま上程されました議案第28号 副町長の選任について提案理由のご説明を申し上げます。

現在副町長の職務にあります田口博久氏が今月末をもって任期満了となりますが、現在までの副町長としての実績等の面から最適任者であると判断し、引き続いての再任をいたすべく、今議会でのご同意をお願いするものでございます。

それでは、議案を朗読して説明にかえさせていただきます。

議案第28号 副町長の選任について。

古平町副町長として次の者を選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求める。

平成25年5月20日提出、古平町長、本間順司。

記としまして、1、住所、古平郡古平町大字沢江町37番地の1。

2、氏名、田口博久。

3、生年月日、昭和29年8月8日、満58歳。

以上でございます。よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

次に、討論については省略することとして差し支えございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、討論は省略いたします。

これから議案第28号 副町長の選任について同意を求める件を採決いたします。

お諮りします。本件は、これに同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時02分

（副町長 田口博久着席）

○議長（逢見輝統君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

#### ◎日程第5 議案第29号

○議長（逢見輝統君） 日程第5、議案第29号 平成25年度古平町一般会計補正予算（第2号）を

議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○財政課長（三浦史洋君） それでは、ただいま提案されました議案第29号 平成25年度古平町一般会計補正予算（第2号）につきまして提案理由のご説明をいたします。

まず、今件につきましては、国のほうで工事の部分、公共工事の設計の労務単価の部分が変わってございます。これが公表されて、労務単価の部分かなり大幅な単価アップとなっております。本町におきましても25年度予算にのせております高齢者複合施設の関係で予算を補正しなければならないということの必要に迫られましたので、今回提案するものでございます。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,916万5,000円を追加して、総額を歳入歳出それぞれ31億7,216万5,000円とするものでございます。

金額等につきましては、第1表、歳入歳出予算補正の部分で3ページから6ページまで記載してございます。

また、地方債の部分につきましても変更がございますので、そちらは第2表、地方債補正、7ページに記載してございます。

それでは、事項別明細のほうから説明してまいります。歳出、10ページ、11ページをお開きください。3款1項13目福祉施設整備費につきまして、既定の予算に2,916万5,000円を追加しまして、4億5,055万2,000円とするものでございます。内容としましては、13節の部分で工事監理の委託料の部分、これにつきまして16万5,000円を増額しまして、896万5,000円とするものでございます。これは、事業費の割合が高齢者複合施設と障害者の支援施設の部分で設計によりまして決まりましたので、それに基づく訂正というか、増額でございます。続きまして、15節、高齢者複合施設の工事請負費の部分でございます。これにつきましては、まず先ほど冒頭申し上げましたように国のほうで示されました労務単価の部分がアップしていると、これを反映させると。また、設計が終わりまりましたので、高齢者複合施設の分と障害者支援施設の部分での割合が決まっております。ざっくり言いますと、複合施設のほう金額が大きくなりました。その部分を加味しまして15節で3,510万円加えまして、3億9,510万円とするものでございます。最後に、19節の部分で障害者就労継続支援施設の部分の補助金、この部分は逆に減るということで既定の予算から610万円を減額しまして、4,000万円ちょうどとするものでございます。

続きまして、歳入のほう、8ページ、9ページにお戻りください。19款4項2目雑入、既定の予算に146万5,000円を追加しまして、4,035万5,000円とするものでございます。雑入、その他収入で財源調整としまして今回増額させてもらうものです。

続いて、20款1項1目民生債、既定の予算に2,770万円を追加しまして、2億5,940万円とするものでございます。2節、高齢者複合施設の起債の部分でございます。歳出予算が膨らみましたので、それに合わせて過疎債でございますが、その部分を2,770万円増額するものでございます。

以上、提案理由の説明でございますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りたいと思います。

○議長（逢見輝続君） 説明が終わりまりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○8番（真貝政昭君） 11ページの工事請負費の説明なのですが、労務単価のアップを反映

させるという説明だったのですけれども、総計で3億9,500万の工事費になるのですけれども、予算ですけれども、この中に占める労務費の割合というのはわかりますか。それがどれくらいアップしたのを反映させた額なのか、わかりますか。

○議長（逢見輝統君） 暫時休憩いたします、答弁調整のため。

休憩 午前10時08分

再開 午前10時09分

○議長（逢見輝統君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○財政課長（三浦史洋君） ただいまのご質問の部分で、1点目のどのぐらいの部分が占めるかというのは、現在こちらのほうに持ってきておりませんので。

2点目のどのぐらいふえたかという部分だと思ったのですが、今回25年度の労務単価アップで例えば普通作業員、道内の部分です。北海道の普通作業員さん、去年は単価1万1,000円が25年度、ことしは1万2,700円、1,700円上昇してございます、15.5%ということ。全体的に北海道の部分は、全ての工種にわたって2桁、例えば十何%とか、そのぐらいふえています。

以上です。

○8番（真貝政昭君） 町長、こういうふうに労務単価は設計で確実に上げられたのですけれども、問題は実際に支払われている労務費がそのようにアップしているかどうかが問題なのです。それで、その点のチェックはやはりこれから求められていくと思うのですが、町長、どのようにお考えでしょうか。

○町長（本間順司君） 議員おっしゃりたいことは、多分公契約条例のことかなというふうに思っておりますけれども、ただ札幌市でもまだかなりその関係でなかなか議論が深まっておらないということでございまして、それらの動向等も見ながらこれから研究していきたいというふうに思っております。

○議長（逢見輝統君） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第29号 平成25年度古平町一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございせんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第30号

○議長（逢見輝続君） 日程第6、議案第30号 専決処分（第2号）の承認を求めることについて〔古平町税条例の一部を改正する条例案〕を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○財政課長（三浦史洋君） それでは、議案第30号 専決処分（第2号）の承認を求めることについて提案理由のご説明をいたします。

本件につきましては、古平町税条例の一部を改正する条例でございますが、議会を招集する時間の余裕がなかったということで町において専決処分をさせていただき、今回報告させていただくものでございます。

地方税法の改正が3月の29日に国会で成立してございます。翌日30日に改正法の公布がなっております。これを受けての町の税条例の改正でございます。

改正文につきましては、13ページから18ページまで記載してございます。

それでは、説明資料をお配りしておりますが、こちらのほうで説明してまいります。めくってもらいまして、1ページをお開きください。項目としましては、1ページから5ページにかけて7つの項目で記載してございます。一つ一つご説明してまいります。まず、1番、寄附金税額控除の部分でございますが、これにつきましてはふるさと寄附金に対する税額の控除でございます。所得税からまず控除して、足りない部分を住民税のほうから控除するという部分でございますが、そのうちまず国のほうで所得税に対しまして復興特別所得税というものがかかってございます。これが平成の25年、ことしの1月1日から15年間、平成の49年まででございます。これに関連しまして、復興の特別所得税につきましては所得税額の2.1%の部分が上乘せになってございますので、その部分で寄附金控除の税額も多く控除されると。そして、所得税の部分で差っ引き、プラ・マイ・ゼロにするために住民税の部分でその部分を引くというものでございます。まず、この枠の中に書いているものについてご説明いたします。市町村に対する寄附金に係る個人住民税の寄附金税額控除について、今申しましたように住民税の部分は1年おくれでするので、平成26年度から50年度まで各年度に限り特例控除額の算定に用いる所得税の限界税率に、当該所得税の限界税率に復興特別所得税率、100分の2.1を掛けた率を加算するというものでございます。文字を読んでもなかなかわかりづらいと思いますので、その仕組みにつきましては3行下のかぎ括弧にあります所得税の寄附金税額控除の計算方法、また2行下にあります住民税の計算方法、この部分でこの計算方法の仕組みを記載してございます。わかりやすく実例で説明しますと、1ページの下の部分にあります例としまして、年収500万円ですべて所得税限界税率10%の人が、その方が5万円寄附した場合の計算をしてございます。まず、所得税の部分の控除の金額につきましては、5万円から足切り部分というのですか、2,000円を引きまして、それに対して10.21%を掛けるものと。従来は、復興特別所得税以前は10%だけでございますので、10%の場合は4,800円、10.21%で100円ふえて4,900円となって、この部分が控除されると。そして、2ページに移りまして、逆に住民税の部分でその100円部分を減らさなければならないという仕組みでございます。住民税につきましては、5万円マイナス2,000円、4万8,000円に対してこのような計算方法でしていきますと、イコール最後に3万8,300円ということで、復興特

別所得税がなかった場合は100円高い3万8,400円の控除でしたが、所得税とのバランスをとるためにプラス・マイナスする、そういうような方式でございます。この部分の規定に関して町税条例のほうに載せるというものでございます。

続きまして、2番の固定資産税の納税義務者の部分でございしますが、これは本町においては該当しません。ただ、条例の部分、条例の例とって昔でいう準則の部分に載ってございますので、それに合わせて載せておくというものでございます。四角の中に独立行政法人森林総合研究所が行うここに記載してございます事業につきましての特例措置を廃止するというので、この事業につきましては今後適用事例が見込まれないことによって廃止するというものでございます。町税条例の中におきましては、森林研究所の部分、その部分をすっぱり削るというものでございます。本町は該当しません。

次のページ、3ページをお開きください。3番、納期限延長に係る延滞金の特例でございします。納期限の延長に係ると書いてございしますが、この部分もありますが、延滞金の特例についての規定でございします。これにつきましては、ここに載せている表は国税の部分の表を載せさせていただきました。表で見ますと、左側、改正前は延滞税、地方団体では延滞金、延滞金につきましてその部分年率14.6%という規定がございました。これを右のほうに移しまして、特例基準割合プラス7.3%ということにするものでございます。具体的には、現在の貸出約定平均金利が1%でございしますので、プラス1%プラス7.3という、ちょっと面倒なのですけれども、結果的に9.3%ということにするものでございます。最初にご説明すればよかったのですけれども、市中金利がぐっと今下がってございします。かなり高率の延滞金の利率ということだったので、下げようというもので国税が下がったと、それに倣って地方税についても下げるというものでございます。こちらの表で延滞税の下に2カ月以内ということがございします。その部分につきましては、本則2分の1の適用をしてございします。古平町では、一月以内ということで地方税についてはしてございしますので、7.3%、特例がございしますので、現在4.3%でございします。その部分を右のほうのように3%にするというように改正でございします。表の一番下に還付加算金がございします。この部分につきましては、本則7.3%、特例で4.3%となってございしますが、これは右に移して2%というように延滞金関係の利率を下げるというものでございします。

続いて、4ページ、4番、こちらは住宅ローン減税の部分でございします。枠内、所得税の住宅ローン控除の適用者、平成26年から29年までの入居者について、所得税から控除し切れなかった額を次の控除限度額の範囲内で個人住民税から控除するというものでございします。表を見てください。現行の部分につきましては、入居年がことしの12月までの部分で切られてございました。これを4年間延長するというもので、改正後平成29年12月までの入居について適用になるというものでございします。これにつきましては、消費税の引き上げ部分もございしますので、改正後の部分で26年4月から消費税8%、その1年半後から10%となりますので、その部分に見合うような改正でございします。

続きまして、5番、ちょっと長いのですけれども、これにつきましても本町については該当はございしません。該当となる地域がございせんが、条例の準則のほうにも載ってございしますので、う

ちの町のほうでも置いておこうということで設定させてもらっております。この枠内に書いてございます都市再生特別措置法に規定する管理協定の対象となった備蓄倉庫ということで、北海道においては地域としましては札幌市に2カ所ございます。北海道内で2カ所、札幌駅前から大通にかけてのエリアと北4条から北4条東6丁目あたりのエリア、その部分に対するこの備蓄倉庫に係る部分の規定でございますが、本町においては該当ございません。

続きまして、5ページ、6番、東日本大震災の被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例ということでございますが、こちらについても本町においては該当ございません。

7番、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例ということで、本町現在該当になる方おりませんが、改正部分、表にございますように適用期限の部分で平成27年度まで延ばさなければならぬので、今回条例改正において改めていったというものでございます。

新旧対照表につきましては、6ページ以降に載っておりますので、よろしく願いいたします。

以上、提案理由の説明ですが、よろしくご審議の上、ご決定賜りたいと存じます。

○議長（逢見輝続君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○4番（本間鉄男君） 説明資料の3ページでちょっとお伺いしたいのですけれども、納期限の延長にかかわる延滞金ということで1つお伺いしたいのですけれども、この一番下の注意書きのところに日銀が公表する前々年10月から前年9月における貸し出し金利と書いています。例えば今よくマスコミ等で騒がれている長期金利国債、これがこの間9%に上がって、今ちょっと下がって8%、けれども実際今まで四、五%だったのがそういうふうに長期金利が上がってきているので、実際にこれからの住宅ローンだとかさまざまに影響受けるのではないかというような話があって、これ今落ちついて金利がまた下がってくればいいのですけれども、もし日銀のほうの金利が上がった場合には自動的にこれも条例変更なしに上がっていくとか、そういうようなことですか。

○財政課長（三浦史洋君） ご質問の最後のところで、自動的に上がっていくというものでございます。従前公定歩合の部分プラス4%ということで、今の公定歩合0.3だと思っておりますので、改正前は公定歩合が基準だったと。ここに記載ありますように、改正後は貸出約定平均金利、新規、短期の部分でございますので、それが変わると、年1回公表されますので、それに基づいて変わっていくというものなので、自動的に変わっていくと理解しております。

○8番（真貝政昭君） 3ページの説明資料なのですけれども、左側の現行と、それから右側の改正後ということの比較表なのですけれども、例えば延滞税の一番上のところなのですけれども、本則では14.6%、それが右側に行きまして特例基準割合プラス7.3%という書き方をしているのですけれども、参考として年平均が1%の場合9.3%という数字が載せられているのですけれども、14.6%と9.3%を比較するような形に説明されているのですけれども、もう少し詳しく、これが得なのか損なのかという、そういう説明をしていただけませんか。

○財政課長（三浦史洋君） 改正前と改正後での損得といいますか、影響額ですよ。このとおりの税金、納期限まで払わなくてずっと滞納が続いているというその期間に対して、今までは1年飛ばしておくとして1万円に対して、例えば1万円の税額だったら14.6%の1,460円の延滞税がかかっていたと、それが今後改正になると930円というような、そういう部分で捉えていただけて結構です。だ

から、余りにも高率だったというのを圧縮して率を下げたというものでございます。

○議長（逢見輝統君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第30号 専決処分（第2号）の承認を求めることについて〔古平町税条例の一部を改正する条例案〕を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は承認することに決定いたしました。

#### ◎日程第7 議案第31号

○議長（逢見輝統君） 日程第7、議案第31号 専決処分（第3号）の承認を求めることについて〔古平町都市計画税条例の一部を改正する条例案〕を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○財政課長（三浦史洋君） ただいま上程されました議案第31号 専決処分（第3号）の承認を求めることにつきまして提案理由のご説明をいたします。

本件につきましては、先ほどの町税条例と関連してございます。都市計画税条例につきましても改正の必要があったということで町において専決処分をさせていただきまして、今回ご報告するものでございます。

内容と本文につきましては、次のページにございます。また、説明につきましても先ほど説明しましたように説明資料のほうに載せてございますが、先ほど説明した備蓄倉庫関連の部分でございます。北海道では2カ所、札幌市にございます2カ所の部分で該当になるというものでございます。本町においては該当はございませんが、都市計画税条例のほうに載せておかなければならなかったものでございまして、今回提案するものでございます。

その部分の規定につきまして、都市計画税条例の附則の部分に第2項として一文入れさせていただきま。あと、そのほかの項がずれていくというような、そのような改正でございます。

以上、提案理由の説明でございしますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りたいと存じます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第31号 専決処分（第3号）の承認を求めることについて〔古平町都市計画税条例の一部を改正する条例案〕を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は承認することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（逢見輝統君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成25年第2回古平町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前10時33分

上記会議の経過は、書記  
いことを証するためにここに署名する。

の記載したものであるが、その内容の相違な

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員